

学校生活でケガをしたら

日本スポーツ振興センター

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度とは、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。田原市では、加入契約のための共済掛金は市が負担しています。

田原市では、平成20年度から子ども医療制度が始まり、小中学校児童生徒は全て福祉医療制度の対象になり、医療費の自己負担がなくなりましたが、学校管理下での傷病等の医療費の給付については、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度を優先しますので、保護者の方は以下のように手続きをお願いします。

加入している健康保険証を利用し、残りの3割は医療助成制度を利用します。

各健康保険 7割

医療助成制度 3

※個人の窓口負担は

学校管理下
で傷病発生

医療機関で受診

医療等の状況と「医療助成制度
利用状況について」の書類
を学校へ提出

給付金の受取

医療費の給付金額は、保険診療の医療費総額の1割（療養に伴って要する費用）の額となります。

各健康保険 7割

医療助成制度 3

+

1割

←療養に伴って要する
保護者に支払われる給付金

※センターが行う医療費給付は給付金が高額になる場合があるため、集金の口座に振り込ませていただきます。

申請対象

- ・ 学校管理下の傷病であること

学校管理下の範囲について

- ・ 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 →各教科等、特別活動、学校行事など
- ・ 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
- ・ 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示または承認に基づいて学校にある場合
- ・ 通常の経路及び方法により通学する場合
- ・ その他、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

管理下での傷病でも申請できない場合

- ・ 診療報酬点数が、500点未満の場合（市役所保険年金課または渥美支所の市民生活課、赤羽根市民センターで医療費還付の手続きをとり、支払った医療費の払い戻しを受ける）
- ・ 交通事故などの第三者行為の場合
- ・ 医療保険外診療（差額ベッド代等）、交通費等は給付対象となりません。

令和5年4月1日現在